



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会
介護保険部会（第117回）

令和7年2月20日

資料 3

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況調査等に関する調査結果について（報告）

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和5年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要

従事者養護者

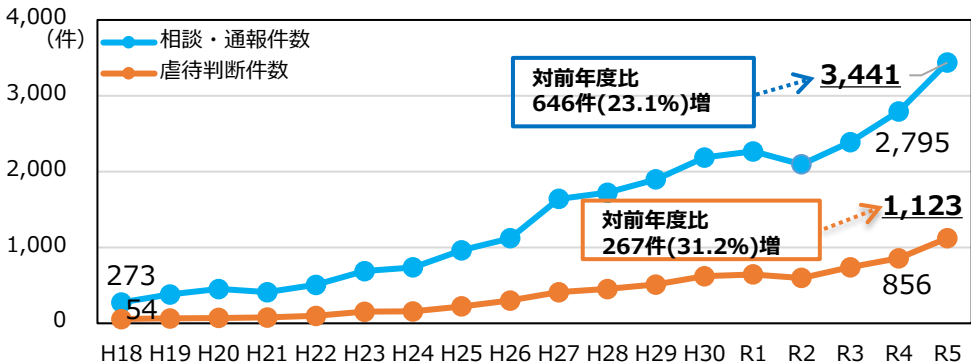
件数件数

- 平成19年度より毎年度、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、全国の市町村・都道府県で発生した高齢者に対する虐待への対応状況に関する調査を実施している。
- 本調査結果によると、
- ・「養介護施設従事者等（※1）による虐待」は、相談・通報件数が3,441件（対前年度比646件増）、虐待判断件数が1,123件（同比267件増）であり、いずれも過去最多で3年連続増加、
 - ・「養護者（※2）による虐待」は、相談・通報件数が40,386件（同比2,095件増）、虐待判断件数が17,100件（同比431件増）であり、相談・通報件数は過去最多で11年連続増加、虐待判断件数は横ばい傾向となっている。

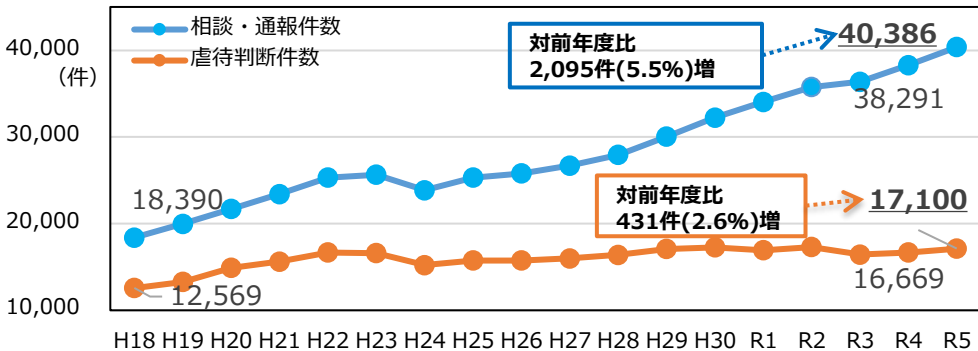
※1 介護サービスの業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



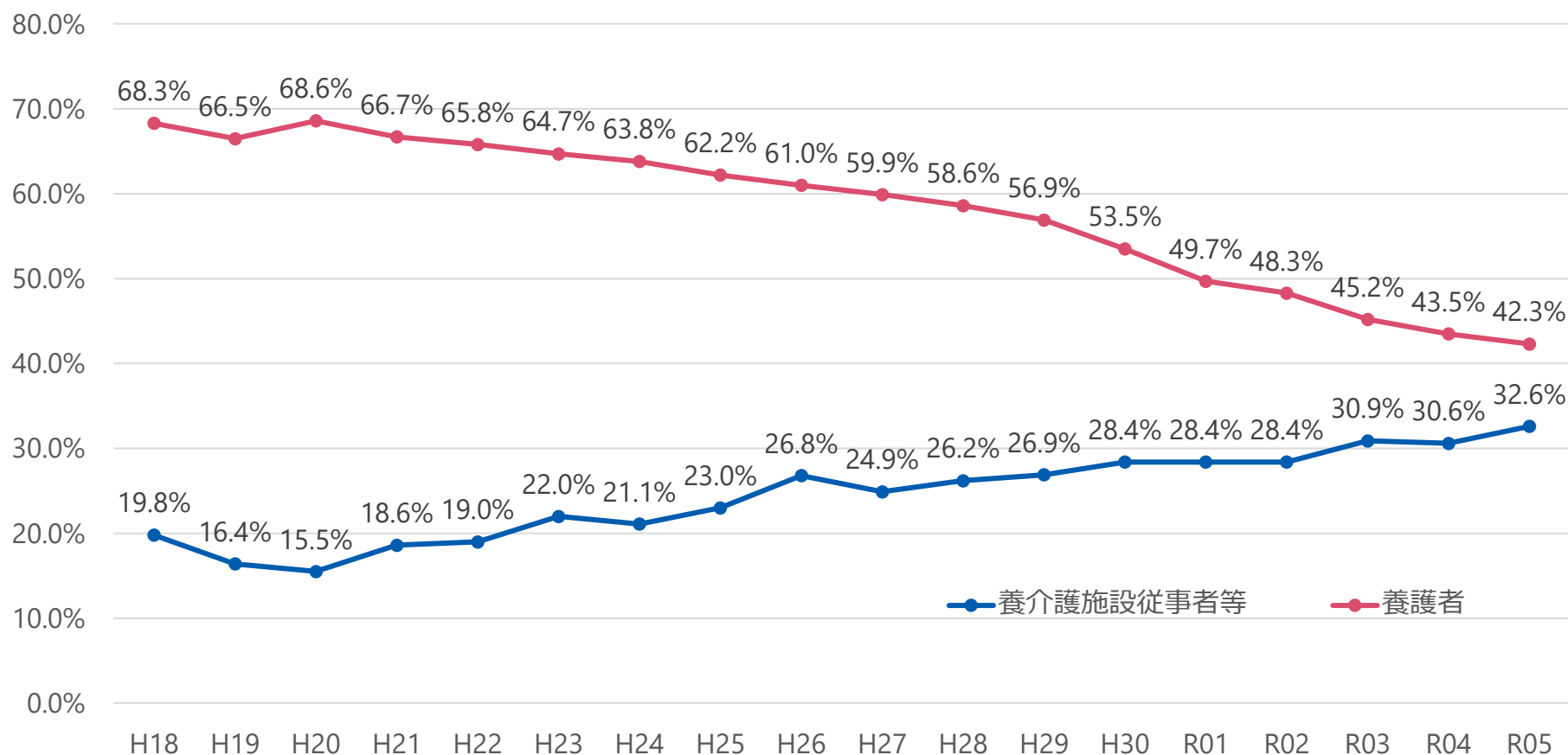
養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待
相談・通報者	当該施設職員（28.7%）、当該施設管理者等（16.7%）、家族・親族（15.2%）	警察（34.3%）、介護支援専門相談員（24.8%）、家族・親族（7.5%）
虐待の種別	身体的虐待（51.3%）、心理的虐待（24.3%）、介護等放棄（22.3%）、経済的虐待（18.2%）、性的虐待（2.7%）	身体的虐待（65.1%）、心理的虐待（38.3%）、介護等放棄（19.4%）、経済的虐待（15.9%）、性的虐待（0.4%）
虐待の発生要因	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 77.2% 職員のストレス・感情コントロール 67.9% 職員の倫理観・理念の欠如 66.8%	被虐待者の認知症の症状（56.6%）、虐待者側の介護疲れ・介護ストレス（54.8%）、虐待者側の理解力の不足や低下（47.7%）
虐待等による死亡事例	5件（5人）	27件（27人）
その他	（主な施設・事業所種別） 特別養護老人ホーム（31.3%）、有料老人ホーム（28.0%） 認知症対応型共同生活介護（13.9%）	（主な虐待者の続柄） 息子（38.7%）、夫（22.8%）、娘（18.9%）

高齢者虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数割合の推移

○ 高齢者虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合の推移をみると、**養介護施設従事者等による虐待件数の割合は増加傾向**にあり、養護者による虐待件数の割合は減少傾向にある。

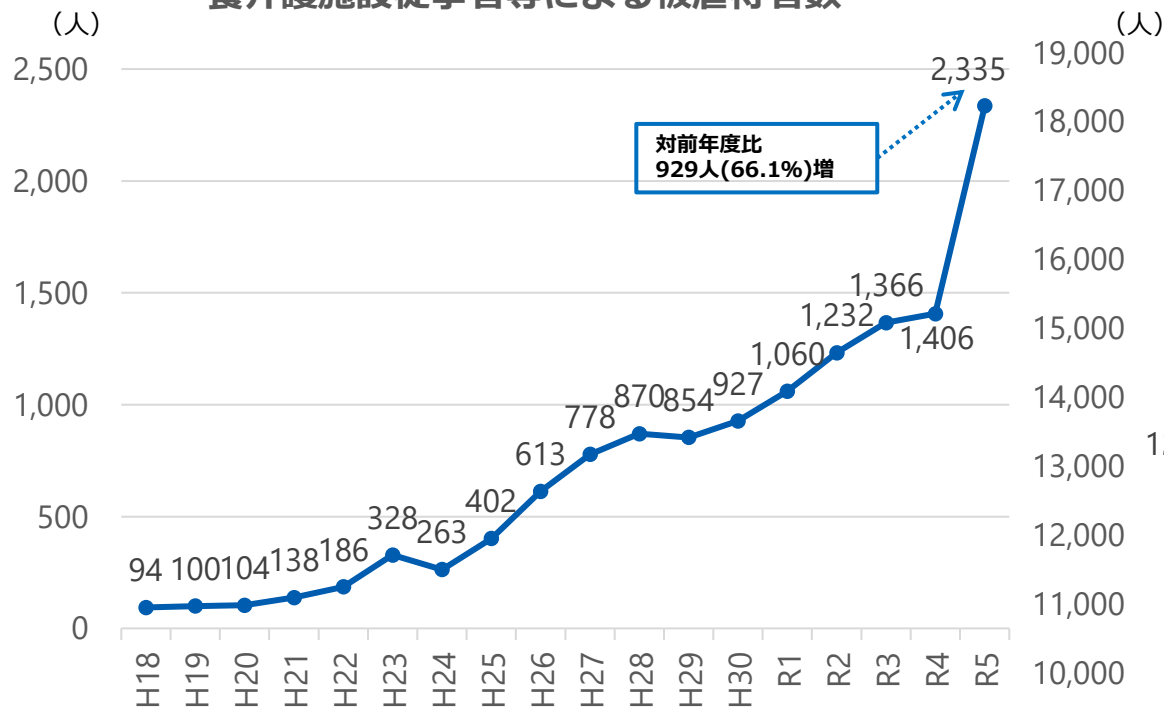


(参考) 養介護施設従事者等及び養護者による被虐待者数の推移

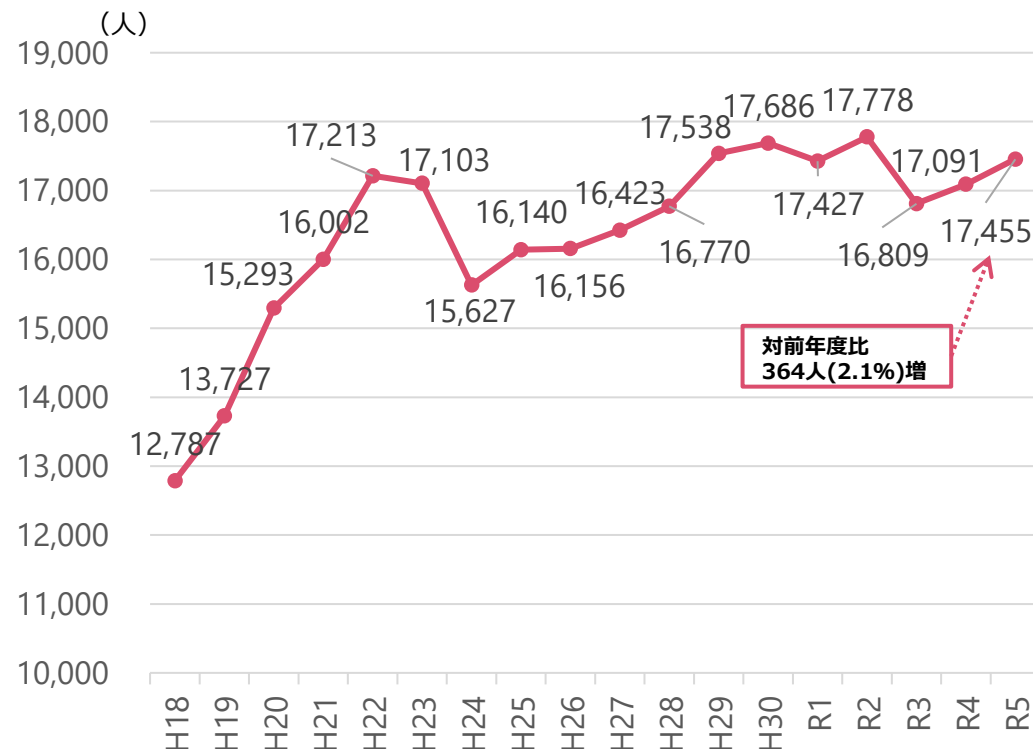
○ 養介護施設従事者等及び養護者による虐待の被虐待者数の推移をみると、養介護施設従事者等による虐待の被虐待者数は増加傾向、養護者による虐待の被虐待者数は、横ばい傾向にある。

○ 特に、養介護施設従事者等による被虐待者数が、対前年度比929人(66.1%)と大きく増加した。

養介護施設従事者等による被虐待者数



養護者による被虐待者数



※被虐待者が特定できた人数に限る

出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書,令和6年3月,p226,p235.

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果,資料1,p3,p9.

養護者による虐待の相談・通報件数、虐待判断件数と市町村における体制整備の相関関係

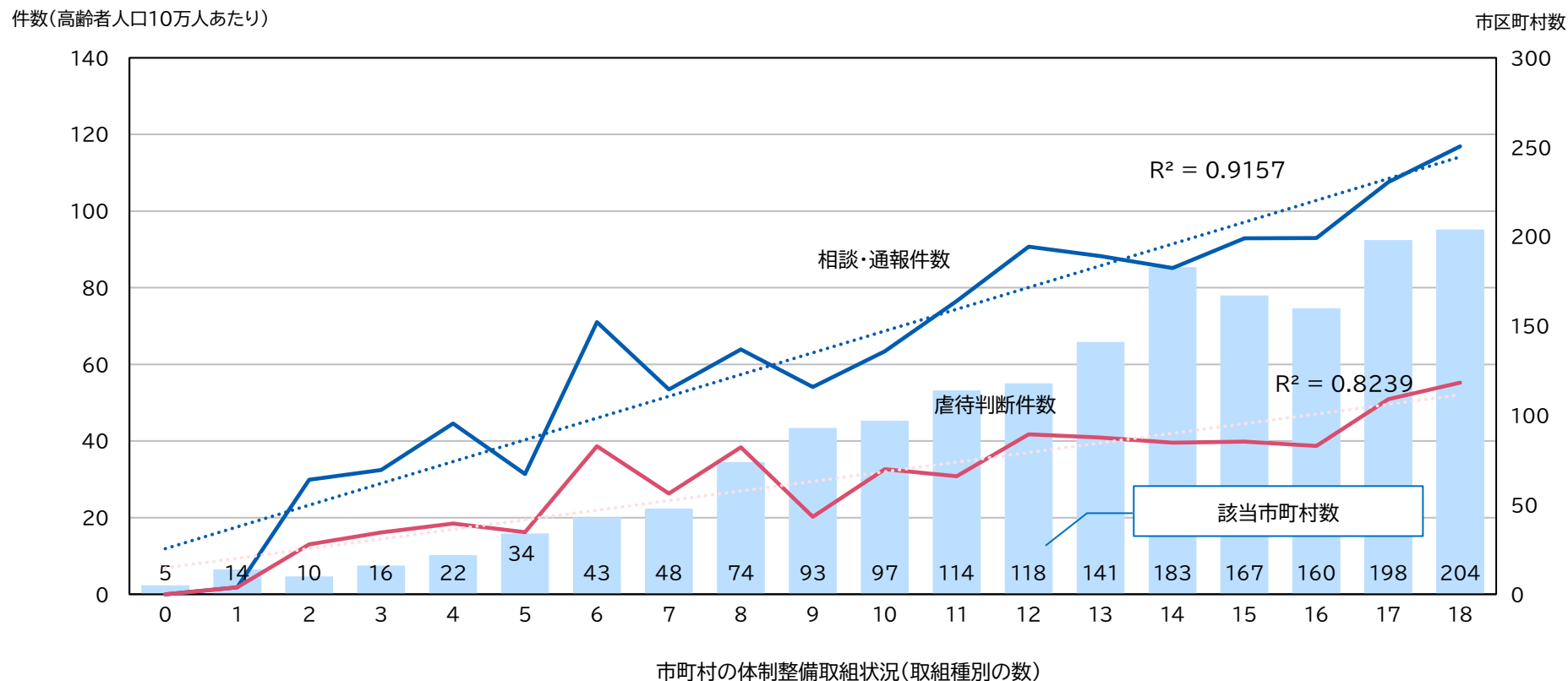
養護者

件数

○ 養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数と市町村における体制整備の取組状況の関係をみると、**取組項目が多い市町村ほど高齢者人口当たりの相談・通報件数及び虐待判断件数が多く**、取組項目が少ない市町村では高齢者人口当たりの件数が少ない傾向であった。

* 養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数と市町村・都道府県における体制整備の相関関係はみられていない。

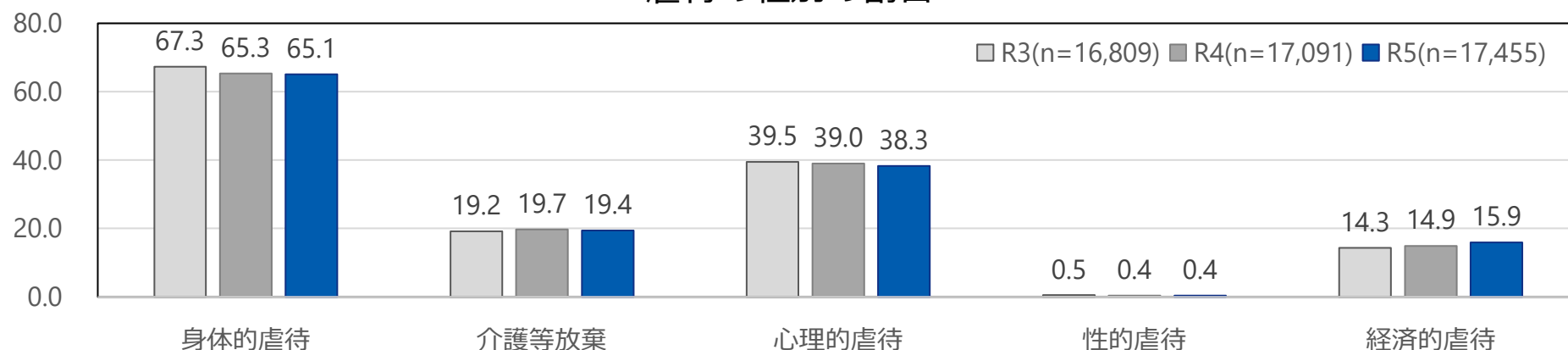
養護者による虐待の相談・通報件数、虐待判断件数と市町村における体制整備の取組状況の関係



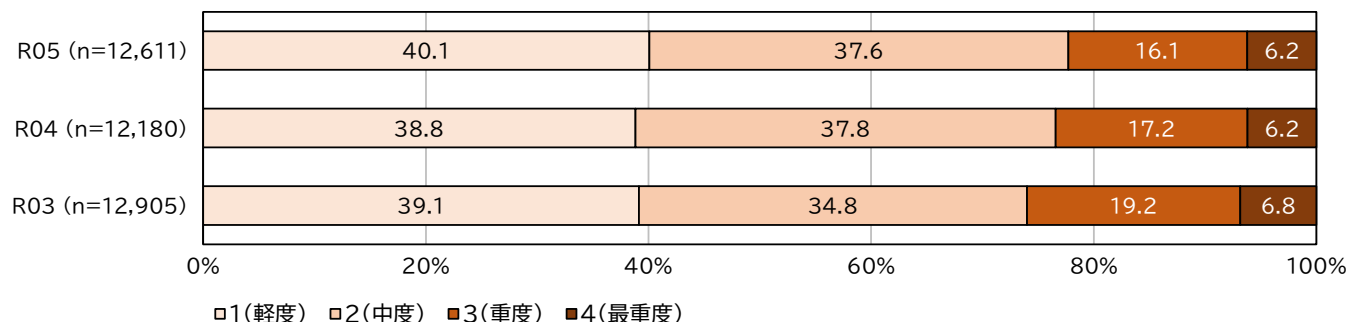
養護者による虐待の種別と深刻度の推移（過去3年間）

○ 養護者による高齢者虐待における虐待種別の割合と虐待の程度に占める深刻度の割合いずれについても、大きな変化は見られない。

虐待の種別の割合



虐待の程度(深刻度)の割合



※深刻度の定義

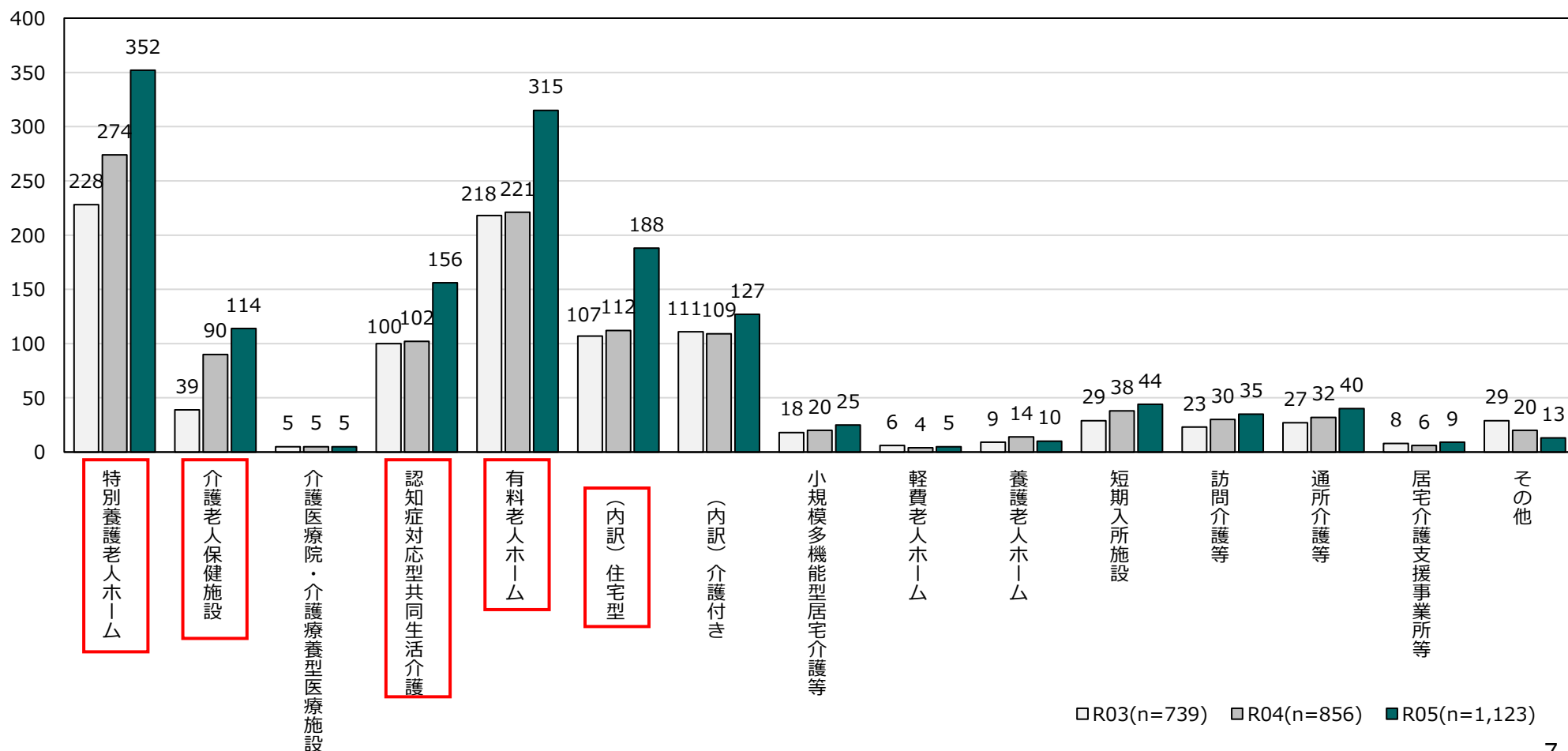
深刻度区分	説明
1 (軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2 (中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3 (重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4 (最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

※各年度における被虐待者の総数のうち、虐待の程度(深刻度)に回答があったものに対する集計。

サービス種別ごとの養介護施設従事者等による虐待判断件数の推移（過去3年間）

○ 虐待判断件数は、**特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、住宅型有料老人ホームにおいて特に増加**している。

(件/年)

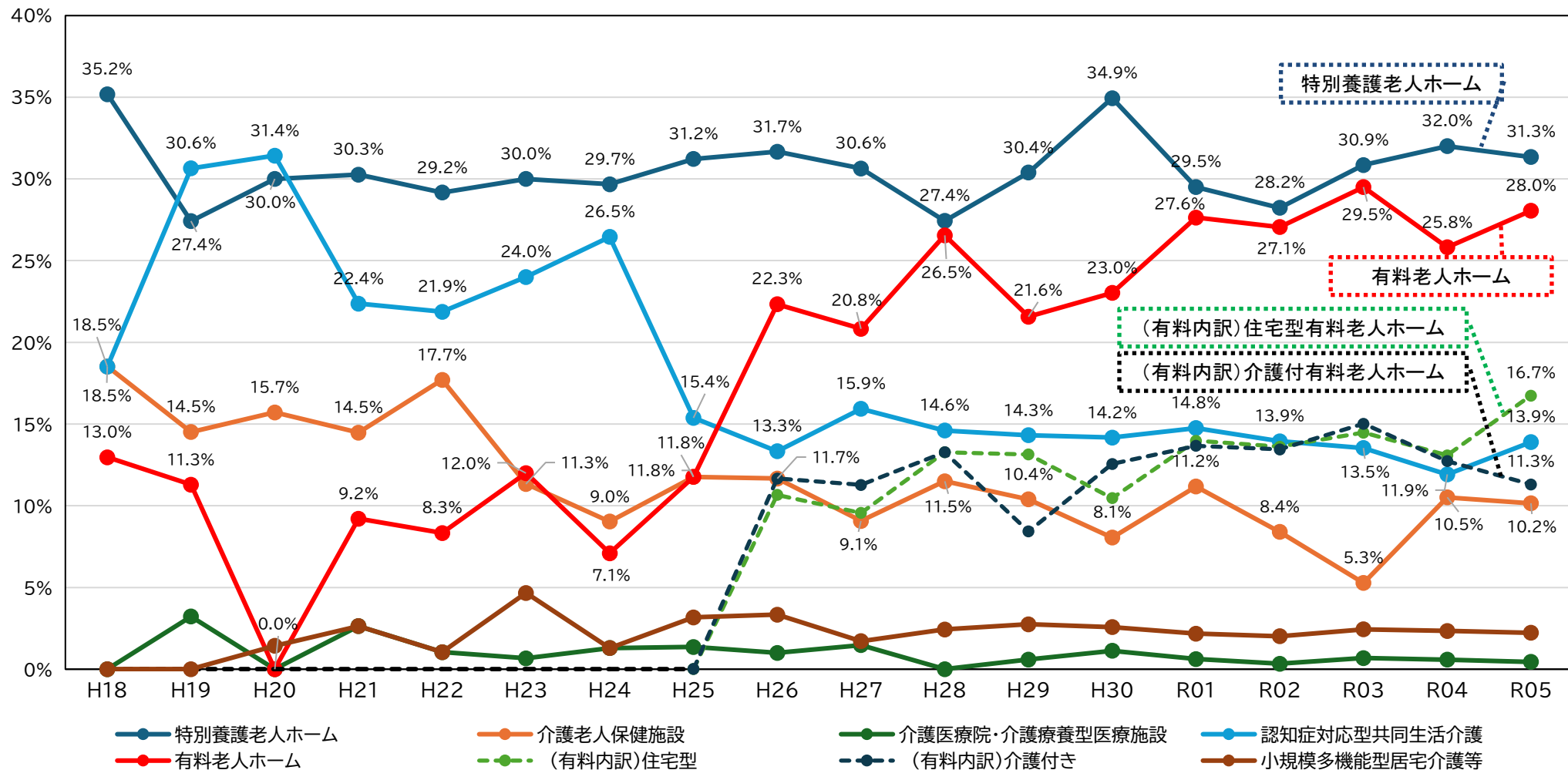


養介護施設従事者等による虐待判断件数の施設種別構成比の経年比較

従事者

構成比(件数)

○ 養介護施設従事者等による虐待判断件数の施設種別構成比の経年比較をみると、**特別養護老人ホーム**が最も多く高止まり傾向、次いで**有料老人ホーム**（内訳では住宅型有料老人ホーム）が多く、近年増加傾向。



※グラフは一部サービスを抜粋

出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書,令和6年3月,p225.

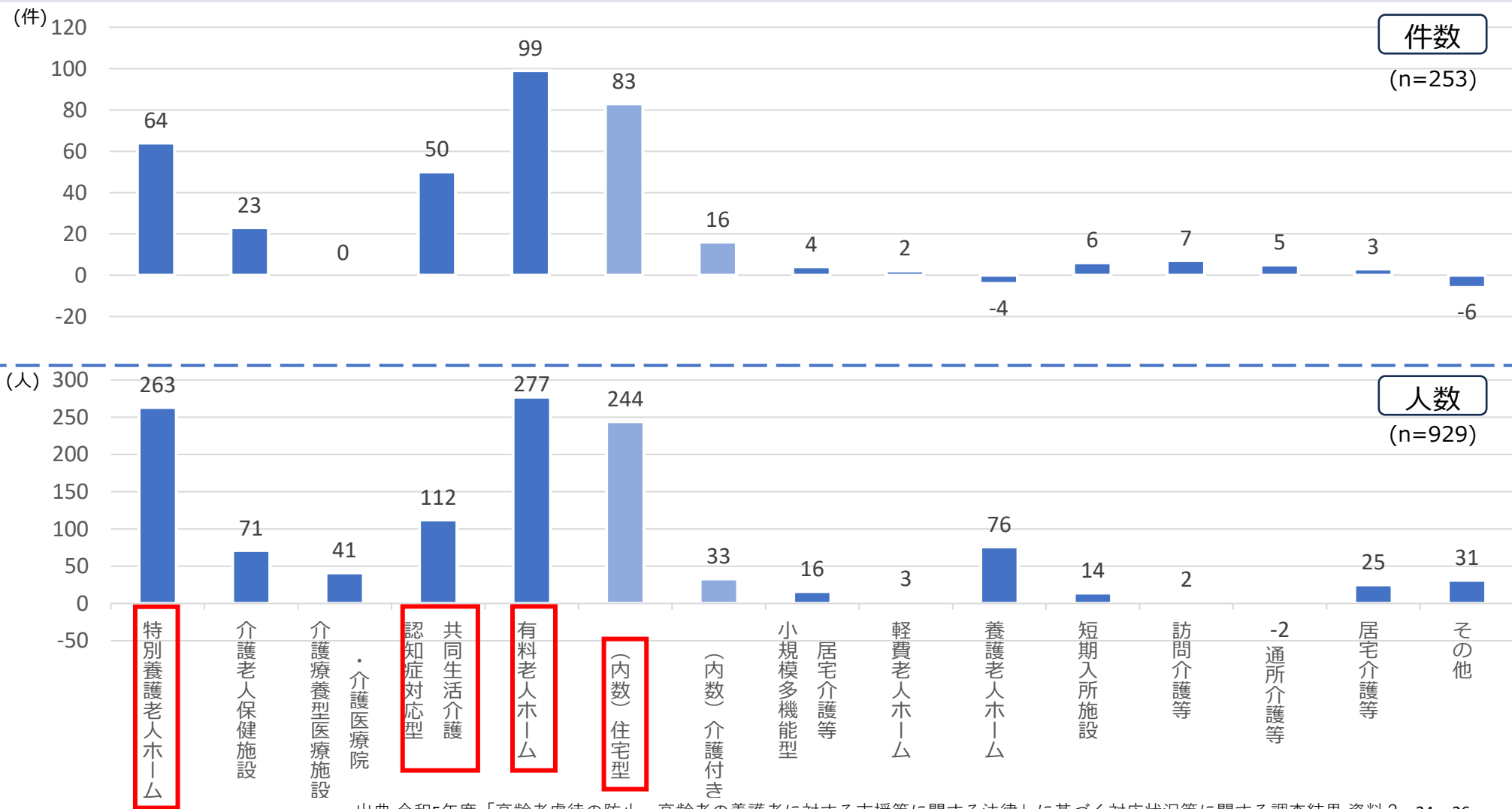
令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果,資料2,p7.

サービス種別ごとにみた虐待判断件数・被虐待者数の前年度との比較

○ 前年度との比較において、虐待判断件数・被虐待者数ともに増加したサービス種別については、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護の順に多かった。

○ 有料老人ホームの内数においては、住宅型有料老人ホームが多い。

※被虐待者が特定できなかった件数を除く、令和5年度-4年度間の増減計253件及び929人の内訳

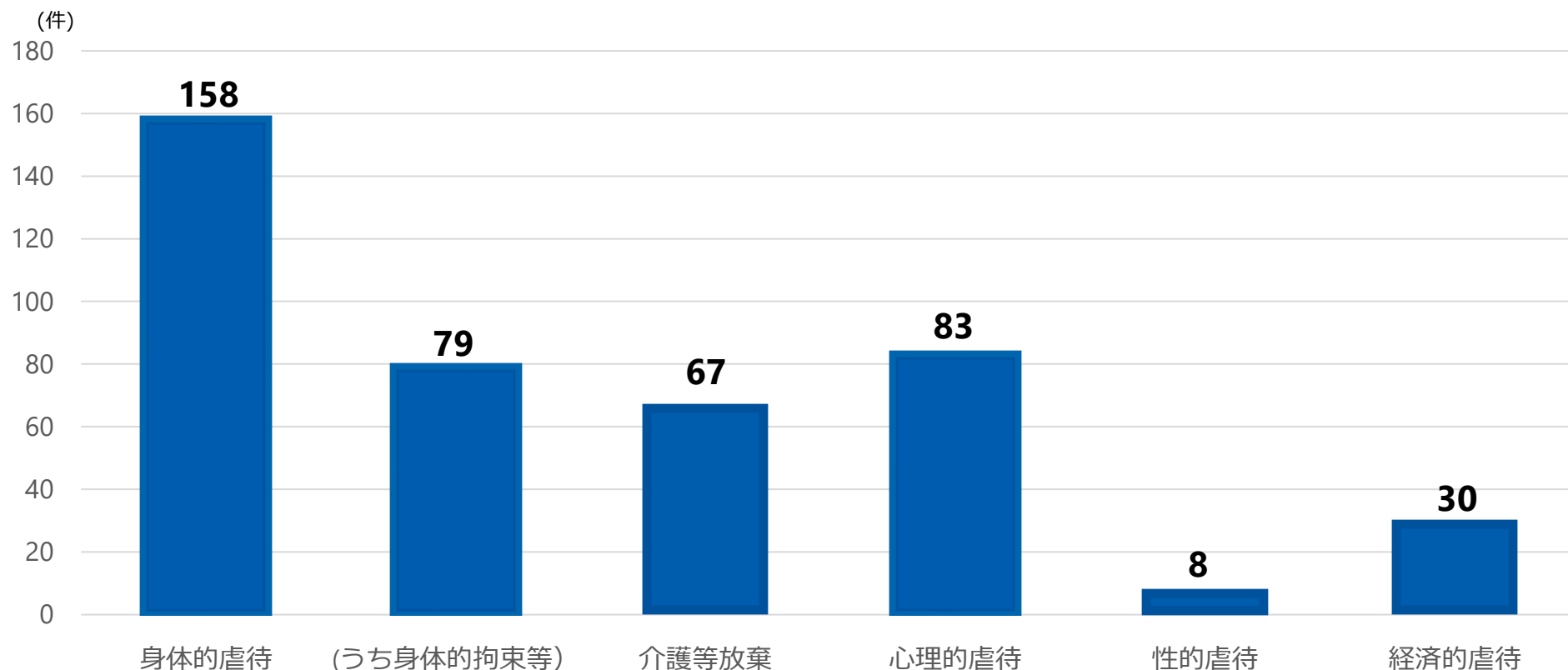


前年度から増加した虐待判断件数の虐待種別ごとの内訳

○ 前年度から増加した虐待判断件数の内訳をみると、適正な手続きを経ていない身体的拘束を含む身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄の順に多かった。

虐待種別

※被虐待者が特定できなかった件数を除く、
令和5年度－4年度間の増減計253件の内訳
※複数回答のため、合計が総増加数と一致しない。

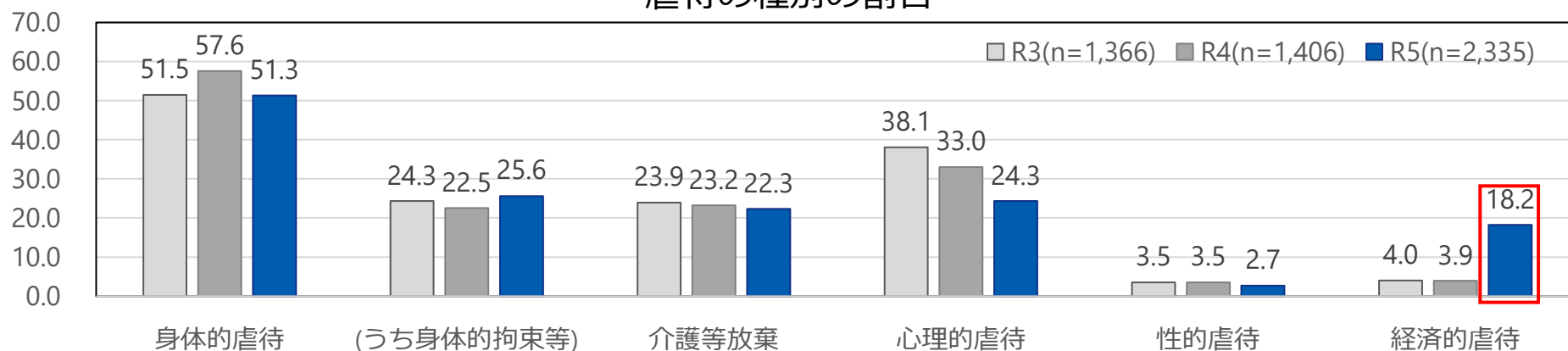


養介護施設従事者等による虐待の種別と深刻度の推移（過去3年間）

○ 養介護施設従事者等による高齢者虐待における虐待種別の割合（人数ベース）は、**令和5年度の経済的虐待が18.2%と、増加が顕著であるが、これは1施設当たりの被虐待者数が多い事案が複数発生したため。**

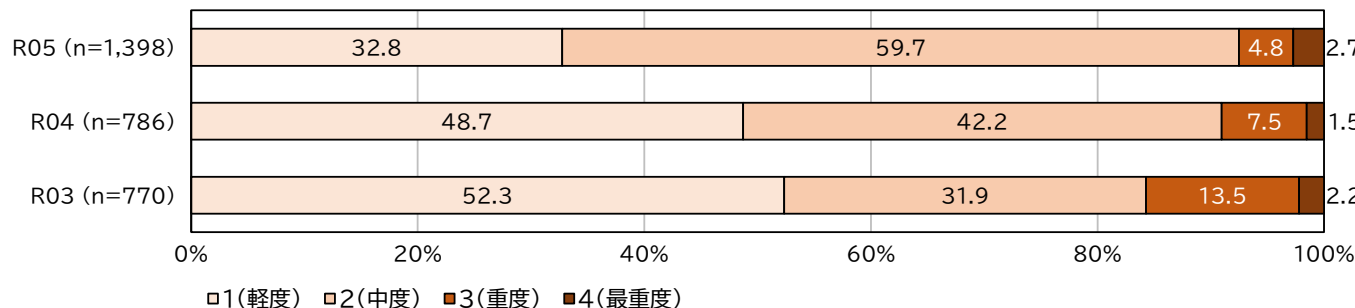
○ 虐待の程度に占める深刻度の割合（人数ベース）については、**中度が増加する一方で、重度と最重度を合わせた割合が減少しており、深刻化する前の早期発見につながっていると考えられる。**

虐待の種別の割合



※被虐待者が特定できなかった74件を除く1,049件における被虐待者の総数2,335人に対する集計（複数回答）。

虐待の程度（深刻度）の割合



※各年度において個人が特定できた被虐待者の総数のうち、虐待の程度（深刻度）に回答があったものに対する集計。

※深刻度の定義

深刻度区分	説明
1(軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2(中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3(重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4(最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身の重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

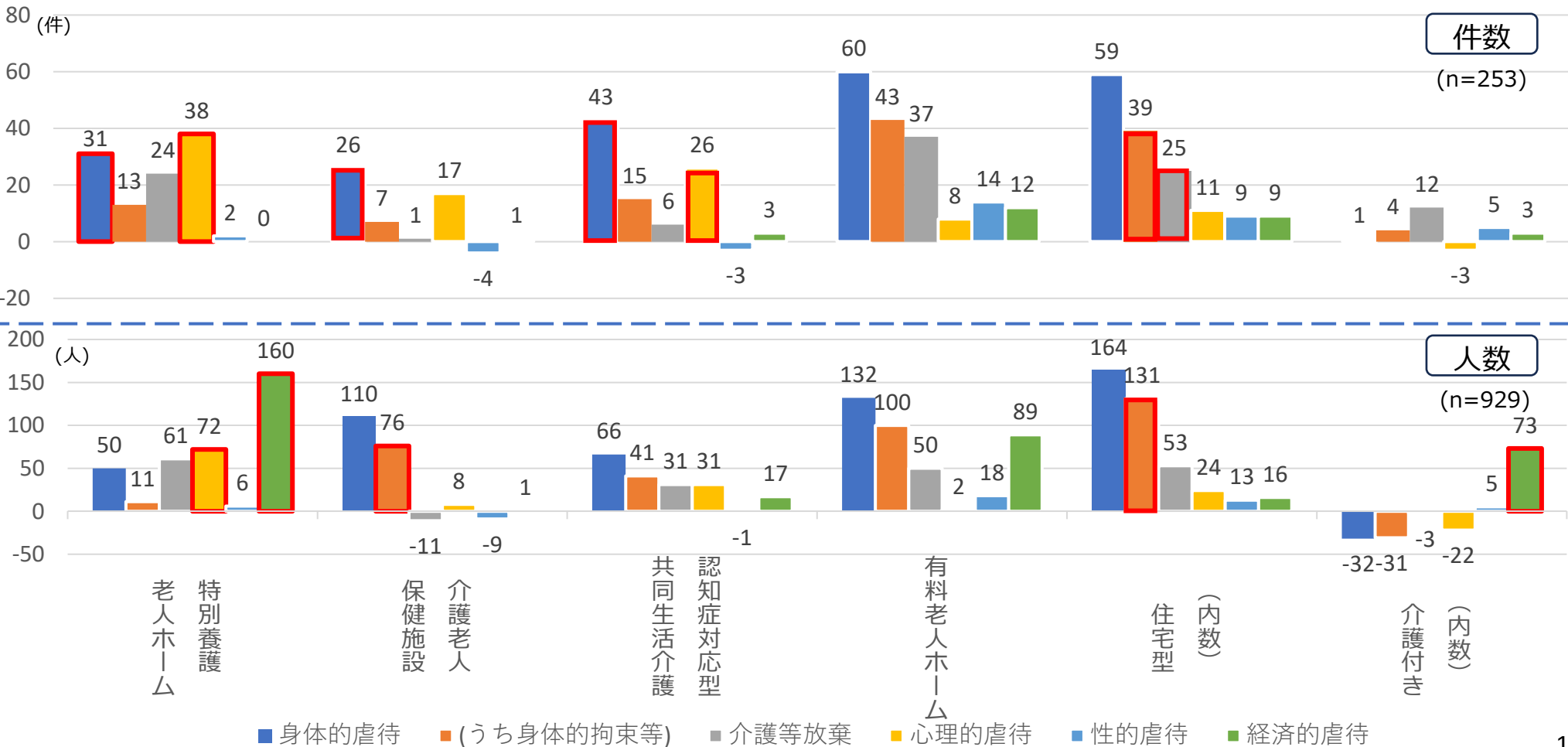
主な養介護施設等における虐待種別ごとの発生状況（前年度との比較）

従事者	件数
	人数

○ 虐待種別ごとの虐待判断件数を前年度と比較すると、特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護では身体的虐待や心理的虐待が増加している。また、有料老人ホームのうち、住宅型有料老人ホームにおいて、適正な手続きを経ていない身体的拘束等や介護等放棄が増加している。

○ 虐待種別ごとの被虐待者数を前年度と比較すると、特別養護老人ホームでは経済的虐待と心理的虐待が、介護老人保健施設と住宅型有料老人ホームでは身体的拘束等が、介護付きホームでは経済的虐待が増加している。

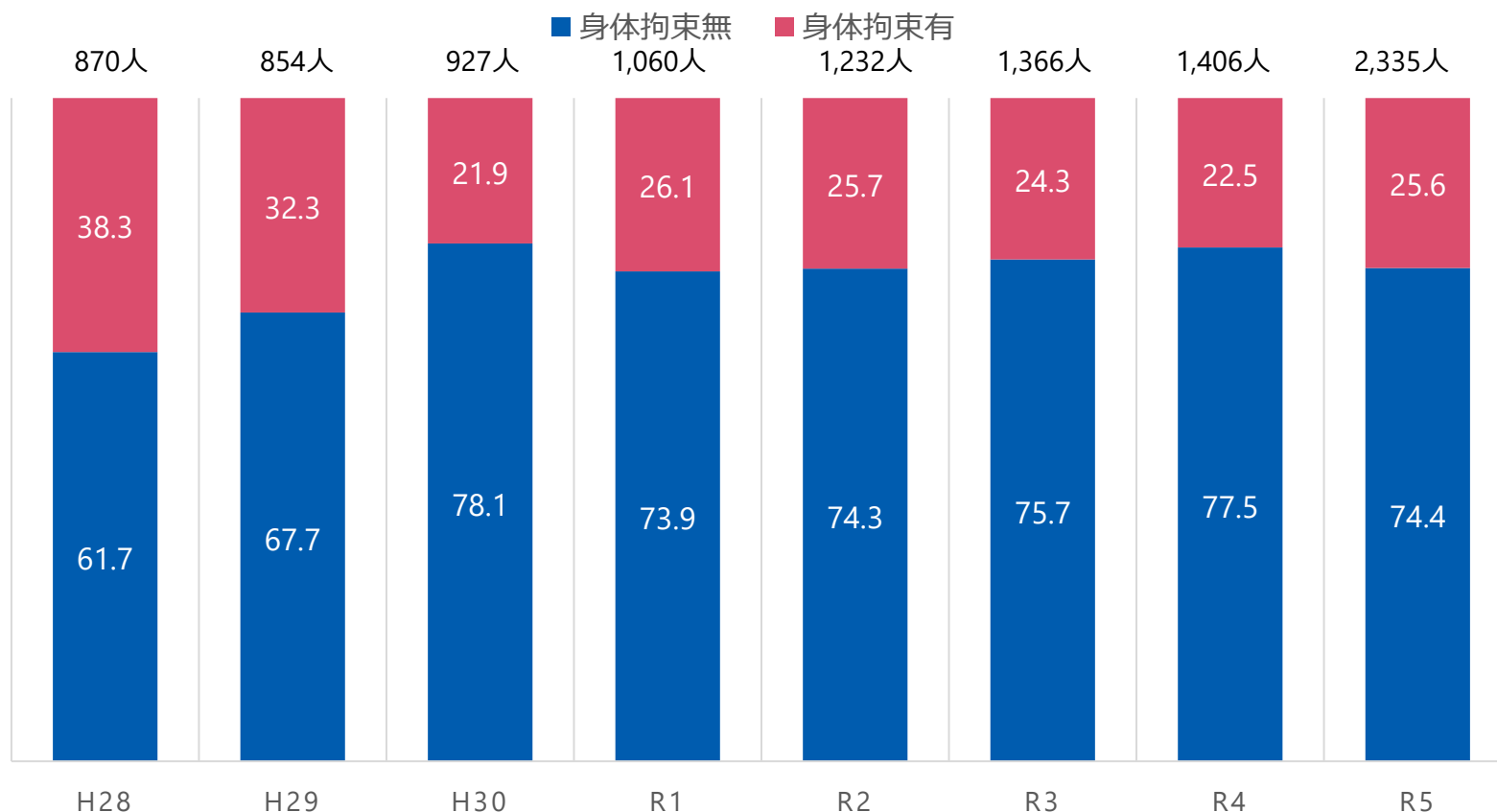
※令和5年度-4年度間の増減計253件及び929人の内訳について、表示しているサービス種別分を抜粋
※複数回答のため、合計が総増加数と一致しない。



養介護施設従事者等による適正な手続きを経ていない身体的拘束等について

○ 養介護施設従事者等による虐待を受けている高齢者のうち、緊急やむを得ない場合に規定されている手続きを経ていない養介護施設従事者等による身体的拘束等（身体的虐待）が、例年2割から3割発生し続けており、令和5年度の調査結果においても25.6%と同様の結果であった。

養介護施設従事者等による身体拘束の有無の割合（%）



出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書,平成28年度～令和4年度.

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果,資料2,p8.

養介護施設従事者等による虐待の発生時間帯、発生場所・状況等について①

- 虐待の発生時間帯は「時間帯によらない」が最も多くなっており、次いで「夜間（夕食後～起床前）」。
- 虐待の発生場所は「居室（寝室）内」が最も多くなっており、次いで「場所によらない」。
- 虐待の発生状況は「状況によらない（特定の介護行為によらない）」が最も多い。

【発生時間帯(複数回答形式で集計)】

	早朝(起床前後～朝食)	日中(朝食後～夕食)	夜間(夕食後～起床前)	時間帯によらない
人数	8	27	59	72
割合	5.0%	16.8%	36.6%	44.7%

※割合は161人に対するもの。

【発生場所(複数回答形式で集計)】

	居室(寝室)内	廊下・通路	風呂場	トイレ	食堂・リビング	その他施設内	施設外	場所によらない
人数	89	4	15	2	12	4	4	38
割合	55.3%	2.5%	9.3%	1.2%	7.5%	2.5%	2.5%	23.6%

※割合は161人に対するもの。

【発生状況(複数回答形式で集計)】

	食事介助	排泄介助	入浴介助	移乗・移動介助 や体位変換	送迎	その他の介護	状況によらない (特定の介護行為によらない)
人数	8	33	15	18	2	39	67
割合	5.0%	20.5%	9.3%	11.2%	1.2%	24.2%	41.6%

※割合は161人に対するもの。

* 当該データは、調査項目の「具体的な虐待の内容」欄に、記入要領にて「回答が可能な範囲で、虐待行為の内容（身体拘束が含まれる場合は手段・形態を含む）、発生時間帯、発生場所・状況について回答を記載する」よう依頼（「発生時間帯」「発生場所」「発生状況」を例示）し回答を得たものであることから、一定量（本記入欄の平均記述文字数：26.4±27.2から50文字を目安）の記述があり、「発生時間帯」「発生場所」「発生状況」の3点が確認できた、161人の被虐待者に関する回答を集計に採用したものである。

* 「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」へ掲載予定

養介護施設従事者等による虐待の発生時間帯、発生場所・状況等について②

- 虐待の種別と発生時間帯・介護行為(発生状況)・発生場所のクロス集計結果から、**適正な手続きを経ていない身体的拘束等を含む身体的虐待、介護等放棄は居室内での発生が多く**、時間帯や特定の介護行為によらず発生している。
- **心理的虐待は、特定の介護行為によらず、居室内で夜間の発生が多く**、**経済的虐待は、時間・場所・介護行為によらず発生**している。

【発生時間帯×虐待類型】

		早朝(起床後～朝食)	日中(朝食後～夕食)	夜間(夕食後～起床前)	時間帯によらない
身体的虐待あり(n=77)	人数	6	19	28	28
	割合	7.8%	24.7%	36.4%	36.4%
介護等放棄あり(n=83)	人数	0	4	26	55
	割合	0.0%	4.8%	31.3%	66.3%
心理的虐待あり(n=42)	人数	3	9	21	11
	割合	7.1%	21.4%	50.0%	26.2%
性的虐待あり(n=10)	人数	0	0	3	7
	割合	0.0%	0.0%	30.0%	70.0%
経済的虐待あり(n=12)	人数	0	1	0	11
	割合	0.0%	8.3%	0.0%	91.7%
身体拘束あり(n=40)	人数	2	4	10	26
	割合	5.0%	10.0%	25.0%	65.0%
全体(n=161)	人数	8	27	59	72
	割合	5.0%	16.8%	36.6%	44.7%

【発生状況×虐待類型】

		食事介助	排泄介助	入浴介助	移乗・移動介助 や体位変換	送迎	その他の介護	状況によらない (特定の介護行為によらない)
身体的虐待あり(n=77)	人数	6	11	2	14	2	25	29
	割合	7.8%	14.3%	2.6%	18.2%	2.6%	32.5%	37.7%
介護等放棄あり(n=83)	人数	1	21	13	4	1	9	45
	割合	1.2%	25.3%	15.7%	4.8%	1.2%	10.8%	54.2%
心理的虐待あり(n=42)	人数	2	9	1	6	1	18	10
	割合	4.8%	21.4%	2.4%	14.3%	2.4%	42.9%	23.8%
性的虐待あり(n=10)	人数	0	7	0	0	0	1	8
	割合	0.0%	70.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	80.0%
経済的虐待あり(n=12)	人数	0	6	0	0	0	1	11
	割合	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	91.7%
身体拘束あり(n=40)	人数	2	3	0	5	1	8	26
	割合	5.0%	7.5%	0.0%	12.5%	2.5%	20.0%	65.0%
全体(n=161)	人数	8	33	15	18	2	39	67
	割合	5.0%	20.5%	9.3%	11.2%	1.2%	24.2%	41.6%

【発生場所×虐待類型】

		居室(寝室)内	廊下・通路	風呂場	トイレ	食堂・リビング	その他施設内	施設外	場所によらない
身体的虐待あり(n=77)	人数	50	3	2	1	10	0	2	15
	割合	64.9%	3.9%	2.6%	1.3%	13.0%	0.0%	2.6%	19.5%
介護等放棄あり(n=83)	人数	44	0	13	1	1	4	2	20
	割合	53.0%	0.0%	15.7%	1.2%	1.2%	4.8%	2.4%	24.1%
心理的虐待あり(n=42)	人数	29	1	1	2	3	2	1	5
	割合	69.0%	2.4%	2.4%	4.8%	7.1%	4.8%	2.4%	11.9%
性的虐待あり(n=10)	人数	3	0	0	0	0	0	0	7
	割合	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	70.0%
経済的虐待あり(n=12)	人数	0	0	0	0	0	0	1	11
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	91.7%
身体拘束あり(n=40)	人数	28	1	0	0	2	0	1	14
	割合	70.0%	2.5%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	2.5%	35.0%
全体(n=161)	人数	89	4	15	2	12	4	4	38
	割合	55.3%	2.5%	9.3%	1.2%	7.5%	2.5%	2.5%	23.6%

* 赤枠は、50%以上のもの

* 性的虐待は、人数が少ないため強調表示していない。

* 「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」へ掲載予定

令和5年度 養介護施設従事者等による虐待の発生要因（複数回答）

		件数	割合(%)
運営法人 (経営層) の課題	経営層の現場の実態の理解不足	513	45.7
	業務環境変化への対応取組が不十分	347	30.9
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	344	30.6
	経営層の倫理観・理念の欠如	212	18.9
	不安定な経営状態	89	7.9
	その他	35	3.1
組織運営 上の課題	職員の指導管理体制が不十分	693	61.7
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	675	60.1
	チームケア体制・連携体制が不十分	635	56.5
	職員研修の機会や体制が不十分	558	49.7
	職員が相談できる体制が不十分	519	46.2
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	464	41.3
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	454	40.4
	事故や苦情対応の体制が不十分	393	35.0
	高齢者へのアセスメントが不十分	361	32.1
	介護方針の不適切さ	278	24.8
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	278	24.8
	その他	40	3.6

		件数	割合(%)
虐待を行った 職員の課題	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	867	77.2
	職員のストレス・感情コントロール	763	67.9
	職員の倫理観・理念の欠如	750	66.8
	職員の性格や資質の問題	749	66.7
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	714	63.6
	職員の業務負担の大きさ	520	46.3
	待遇への不満	145	12.9
	その他	34	3.0
被虐待高齢 者の状況	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	597	53.2
	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	595	53.0
	意思表示が困難	424	37.8
	職員に暴力・暴言を行う	228	20.3
	医療依存度が高い	86	7.7
	他の利用者とのトラブルが多い	85	7.6
	その他	71	6.3

(注1)都道府県が直接把握した事例を含む1,123件に対するもの。

「その他」には、「運営法人(経営層)の課題」では、通報等に係る対応不備、人材不足など、
「組織運営上の課題」では、人材不足、虐待防止・対応体制の不備など、
「虐待を行った職員の課題」では、職員の個人的要因、認識不足など、
「被虐待高齢者の状況」では、性格傾向、介護拒否、意思疎通困難などが含まれる。

(注2)「人材不足」については、「運営法人(経営層)の課題」カテゴリの「その他」35件中 4件、
「組織運営上の課題」カテゴリの「その他」40件中 8件で記述がみられた。

* 令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
に基づく対応状況等に関する調査結果(添付資料), p4.

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001366830.pdf>)

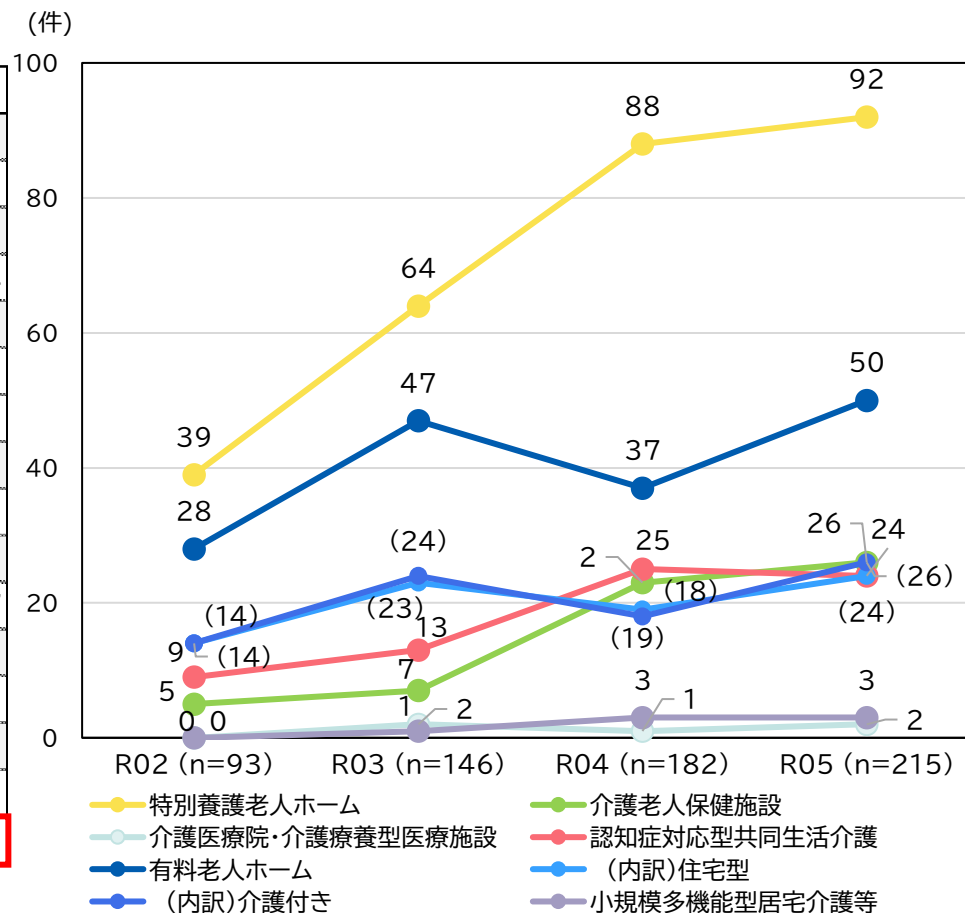
サービス種別ごとの養介護施設従事者等による虐待再発件数

従事者

件数

○ 養介護施設従事者等による虐待再発件数が増えており、特に、特別養護老人ホームにおける虐待の再発件数が増加している。

	R02 (n=93)	R03 (n=146)	R04 (n=182)	R05 (n=215)
特別養護老人ホーム	39	64	88	92
介護老人保健施設	5	7	23	26
介護医療院・介護療養型医療施設	0	2	1	2
認知症対応型共同生活介護	9	13	25	24
有料老人ホーム	28	47	37	50
(内訳)住宅型	(14)	(23)	(19)	(24)
(内訳)介護付き	(14)	(24)	(18)	(26)
小規模多機能型居宅介護等	0	1	3	3
軽費老人ホーム	0	2	0	3
養護老人ホーム	0	2	1	2
短期入所施設	3	4	2	7
訪問介護等	1	0	1	1
通所介護等	4	3	1	3
居宅介護支援事業所等	0	0	0	0
その他	4	1	0	2
合計	93	146	182	215



今年度の調査結果の傾向分析

- 今年度の調査結果では、養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合や再発事案の増加が確認された。
- 養介護施設従事者等による虐待判断件数が増加した要因は、適正な手続きを経ていない身体的拘束等を含む身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄が増加したことや、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護で件数が増加したこと等が考えられる。
- また、被虐待者数でみると、入所者・入居者に対する金銭の寄付・贈与の強要等の経済的虐待の増加が確認されたが、前年度と比べ1件当たりの被虐待者が多い事案が多くあったためと考えられる。
- 施設種別ごとの虐待種別をみると、特別養護老人ホームでは経済的虐待と心理的虐待が、有料老人ホームでは適正な手続きを経ていない身体的拘束等や経済的虐待が増加していることが確認された。
- 養介護施設従事者等による虐待の「発生要因」としては、例年と同様に、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」「職員のストレス・感情コントロール」「職員の倫理観・理念の欠如」の順に多かった。

調査結果を受けた対応と今後の対応

(1) 高齢者施設等の関係団体との連携強化

- 施設・事業所における虐待防止及び身体的拘束等の適正化の取組の徹底を図るため、高齢者施設等の関係団体に対し、**「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底及び周知に関する取組の実施について（要請）」（令和6年12月27日老高発1227第1号）を発出し**、以下の事項について改めて会員施設・事業所への周知を図るとともに、分析結果を踏まえた虐待防止措置等の実施の徹底に向けた団体としての啓発活動の実施について協力を要請した。
 - ①令和6年度介護報酬改定における高齢者虐待防止に関する措置等について
 - 今年度から虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算していること（研修等の未実施は来年度から適用）
 - 今年度から訪問・通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録について義務付けていること
 - 今年度から短期入所・多機能系サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算すること（1年間の経過措置期間あり）等
 - ②施設・事業所における適切な金銭管理等について、過去の通知を参考に取組を徹底すること

(2) 調査研究の結果の公表等及び「高齢者虐待対応マニュアル」*の改訂

- 今年度の「高齢者虐待の実態把握のための調査研究事業」において、**虐待の詳細な要因分析や、虐待が再発した施設・事業所の改善計画書・改善報告書の分析**を行っており、その結果を報告書としてとりまとめ、年度末に厚生労働省のホームページにて公表予定。あわせて、報告書の内容を踏まえ、**自治体向けに取組の強化を求める通知を発出予定**。
- さらに、年度内に**自治体向けの「高齢者虐待対応マニュアル」*を改訂し、虐待対応におけるQ&Aの充実、研修等に活用できる資料を作成するとともに、昨年度の老健事業で作成した「介護施設・事業所等で働く方々の身体拘束廃止・防止の手引き」を「高齢者虐待対応マニュアル」*別冊とするなど再構築**を行い、年度末に厚生労働省のホームページにて公表予定。

*「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和5年3月改訂）

（厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html）

これらの取組を通じて、自治体・関係団体と連携し、自治体による早期発見や適切な指導を促進するとともに、施設・事業所における高齢者虐待の未然防止・再発防止の取組の実効性を高めてまいりたい。